

指導行政のポイント

夏休みと“職専免”

菱村 幸彦

夏休みに入った。この機会に充実した研修を行い、実りの多い夏休みを過ごしたいものだ。

夏休みの勤務に文科省が通知

さきごろ、文部科学省から、通知「夏季休業期間等における公立学校の教育職員の勤務管理について」(平成14年7月4日付け初等中等教育企画課長)が出された。

この通知は、長期休業期間中は、研修、教材研究、授業研究などにより、教職員の資質向上や教育活動の充実に努めること、勤務場所を離れて行う研修は、校長の権限と責任において適切に判断して行うこと、などを述べている。

通知で示されていることは、格別新しいことではない。夏休みの教職員の勤務について、当然のものを確認したものといっている。重要なことは、夏休みは、児童・生徒にとっては休みでも、教職員にとっては休みではないということである。

法律的にみれば、夏季休業中も月曜日から金曜日までは「勤務を要する日」である。つまり、教職員は、学校に出勤するのが原則なのだ。

夏休みに教職員が学校に出勤しないことが認められるのは、週休2日制の「まとめ取り」か、職専免による「自宅研修」か、特別休暇としての夏季休業(3日間)かのいずれかだ。しかし、今年度から、完全学校週5日制の実施に伴い、夏季休業中の週休2日制のまとめ取りはなくなった。で、特別休暇を別とすれば、あとは職専免による自宅研修である。

自宅研修については、いまさら解説するまでもないと思うが、念のため、その法的性質を確認しておこう。

まず、「職専免」とは、「職務専念義務の免除」の略語である。職務専念義務について地方公務員法は、

「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」(35条)と定めている。

“職専免”の適用に際しては

ここで注意したいのは、この条文が二つのことを規定していることである。一つは、職員は勤務時間と注意力のすべてを職責遂行に用いなければならないこと、いま一つは、法律または条例に特別の定めがある場合は、職務専念義務を免除できること、の二つである。

公立学校の教職員は、勤務時間および注意力のすべてを学校運営または教育活動等の遂行に充てることが求められる。これは、夏休み中といえども同じである。

しかし、「法律又は条例に特別の定がある場合」は、職務専念義務の免除により、本来の勤務をしないことが認められる。

法律による職専免の一つとして、教育公務員特例法20条2項に「勤務場所を離れて行う研修」がある。この条項が、夏休みにおける自宅研修の根拠規定なのである。

自宅研修は、学校運営や教育活動に反映するものでなければならない。校長は、自宅での休養や個人的な用務など研修の実態がともなわないものを自宅研修として承認することは認められないわけである。

(ひしむら・ゆきひこ = 公立学校共済組合理事長)

お知らせとお願い

...本紙は、購読料不要です。配信の中止・FAX番号変更等の場合は、登録・抹消に必要ですので、宛先、新旧のFAX番号、等のご明記をお願いします。

最新刊発売中！ 新指導要領の全面实施と“各学校での評価規準づくり”へのテキスト！教育開発研究所・刊

中学校『評価規準の作成と活用』国研・評価規準全文収録

既刊 小学校『評価規準の作成と活用』 大好評発売中！ B5判304頁・定価2400円

研修誌・図書の小社への直接のお申し込みは無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)